

## 令和元年第7回玉名市農業委員会総会議事録

令和元年11月5日（火）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一	推9	橘 一輝
推10	粟田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美□
推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推17	中山 一久	推18	坂本 修
推19	平野 秀正						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推6 森川 正志 推16 井上 道明

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	前田 稚子	主事	村上 寛子				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

### 議 題

第43号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第44号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）  
第45号 農地法第4条の規定による許可申請について  
第46号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第47号 農用地利用集積計画の決定について

### 報 告

第30号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第31号 農地の形状変更届について

## 1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから始めたいと思います。

本日は農業委員総数19名の皆さんの出席と、農地利用最適化推進委員19名のうち、6番森川推進委員、16番井上推進委員から欠席の届けがあっており、17名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和元年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めまして皆さん、こんにちは。御覧のとおり非常に晴天続きで、稲刈りも非常に順調に進んでおりまして、最後の飼料米も大体細まったように見受けられます。しかし、次にまた麦作の用意とか、いろいろ皆さんも非常にお忙しいだろうと思いますけれども、こういった時期でございますので、今年は特にインフルエンザも非常に早々から流行りだしておりますので、どうぞ御自愛くださいませしてお務めいただきたいと思います。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、着座をもって説明に入らせていただきます。

早速議事に入りますけれども、本日の議案は、議第43号より議第47号までの110件と、報告第30号より第31号までの27件が提案されております。慎重なる御審議よろしくをお願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、16番島村委員と17番永田委員をお願いいたします。

なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第43号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第43号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和元年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、大浜町の申請人で、大浜町の田642㎡外3筆、計9,776㎡を子へ贈与するものです。

2番、岱明町の申請人で、岱明町下前原の田454㎡外3筆、計3,570㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3番、熊本市と岱明町の申請人で、岱明町中土の田247㎡外1筆、計796㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借契約を締結するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、玉名郡長洲町の申請人で、岱明町扇崎の田384㎡外2筆、計2,780㎡を子へ贈与するものです。

5番、下と横島町の申請人で、横島町横島の田510㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6番、横島町の申請人で、横島町横島の田500㎡外3筆、計7,165㎡を子へ贈与するものです。

7番、天水町の申請人で、天水町立花の畑146㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

8番、玉名郡長洲町と天水町の申請人で、天水町部田見の樹園地797㎡を相手方の要望と小作地取得のため売買するものです。

3ページをお願いします。

9番、天水町と熊本市の申請人で、天水町小天の畑657㎡外1筆、計1,003㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上9件、合計26,543㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。議第43号、受付番号9番につきまして、申請人に農地利用最適化推進委員本人が関与しております。議事参与の制限に該当すると認められますので、まず、受付番号1番から8番までを審議し、そのあとに9番を審議いたします。

それでは、受付番号1番から8番まで、順次委員の説明をお願いいたします。

1 番からどうぞ。

○推3番（松本恒幸君） 推進委員3番の松本です。1番の案件について御説明いたします。

譲渡人、譲受人は親子関係でございます、子への贈与ということで、何ら問題ないと思われま。どうか御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、2番どうぞ。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。2番の案件を説明します。

譲渡人は現在入院中で労力不足です。譲受人は下限面積もありますので、何も問題はなく許可相当と思いますので、御審議よろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、3番よろしくお願いたします。

○推11番（小山久仁江君） 推進委員11番、小山です。3番の案件について説明します。

賃貸人は熊本市在住で労力不足、賃借人は経営拡張ということ。この賃借人は9月にも3条の申請をされましたが、そのときも今回も事前に申請していますという連絡がありました。それでせつかく連絡をいただいたので、議案が届いた後に御本人と一緒に現地を確認しております。下限面積も満たしており、何も問題ないと判断しております。

よろしくお願いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、4番をお願いたします。

○推13番（徳井勝美君） はい、推進委員13番、徳井です。4番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係です。子への贈与ということで、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

よろしくお願いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、5番をよろしくお願いたします。

○16番（島村秀敏君） 16番、島村です。5番と6番を同時に御説明申し上げます。

まず、5番の件につきまして、譲渡人は労力不足、それから譲受人に関しては経営拡張ということで、下限面積も十分満たしておりますので問題ないかと考えます。

続きまして、6番の譲渡人と譲受人は親子関係ということで、4筆の7,165㎡、何ら問題ないと考えますので、よろしく御審議方、お願申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、5番、6番、ありがとうございました。

それでは、7番をお願いいたします。

○推18番（坂本 修君） 推進委員18番、坂本です。

譲渡人が労力不足、譲受人は経営拡張で、何ら問題はないと思われま

す。よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番をお願いします。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番、永田です。8番の案件について説明いた

します。譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は小作地取得で、何ら問題なく、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

受付番号1番から8番まで委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

ただいま議第43号農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から8番までについては、原案どおり可決することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第43号の受付番号1番から8番については、許可することに決定いたしました。

引き続き、受付番号9番の審議に移りますが、申請人に農地利用最適化推進委員本人が関与しておりますので、農業委員会法第31条及び玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限に該当すると認められますので、坂本修委員、申し訳ございませんが退席をお願いいたします。

— 推18番 坂本 修君 退室 —

○議長（永田知博君） それでは、受付番号9番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○推19番（平野秀正君） 推進委員番号19番、平野です。9番の案件を説明します。

譲渡人は労働力不足、譲受人は経営拡張、下限面積も満たしており何ら問題はないと思われま

す。審議のほどをよろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。何か皆さん、御意見、御質問などはございませんで

しょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第43号農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号9番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。異議がないものと認め、議第43号については、許可することに決定いたしました。

それでは、坂本委員どうぞ。

— 推18番 坂本 修君 入室 —

○議長（永田知博君） それでは、坂本委員の着席が終わりましたので、次に移ります。

議第44号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願いします。

議第44号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和元年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町山下の畑400㎡で、転用目的は個人住宅のままで、備考欄の理由により今回敷地を拡張して計画変更するもので、議第46号6番と関連しております。

以上1件、合計400㎡を御提案しております。去る10月31日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

受付番号1番、委員の説明をお願いいたします。

○推12番（西分幸夫君） 推進委員12番、西分です。1番の案件について御説明いたします。

本案件は、8月の第4回総会において承認された案件でありまして、備考欄に書いてあるとおりですけれども、当初の設計が甘く、建物周辺の通路が狭く、隣接地との間も狭いため、敷地を拡張して配置計画を変更するものです。住宅等の施設の面積等は変わりません。

現地調査の結果、問題なく許可相当と判断いたしております。御審議よろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。

皆さん、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○7番（下川 安君） すみません、7番の下川です。備考欄に書いてある理由なんですけれども、議案としてこういう表現がいいのかなあと感じてちょっと聞きました。当初計画が甘かったのということ、それで変更しますということなんですけど、甘かったやつを前回通したよなあって、何かそういうふうに見られるかなと思うので、表現はどんなのかなということ。甘いという言葉がいいのかどうか分かりませんが、甘いという表現はこれは良くないのかなと思って。以上です。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。

今、御指摘のありました理由の表現の仕方として、当初の設計が甘くというのが、御指摘されたとおりの部分もありますので、甘くというのがちょっとどうしてもいろんな、もうちょっとうまくいかんだったら甘くでこれからもなってしまうようなことになりかねませんので、もう少し明確にですね、経緯から説明できるような表記に以後説明を考えたいと思います。

○7番（下川 安君） 議案なので文字に起こしてあるので、甘いとか何とかというのは文字に起こさないほうが良いと思って、そういうこと言いました。この中で言葉でそういう言葉を表現するのはいいと思いますけども、議案なのでこれ残りますので、そういう文字として表さないのがいいのかなということ、それはどうだろうかということ。以上です。

○議長（永田知博君） 何か良い表現がありましたら御指導いただけますでしょうか。

○推10番（栗田 稔君） 今、言われましたやつですね、これは書かないほうが良いと思います。それから、設計が甘く建物の周囲の通路が狭くて、法の下でやられる関係もあるんですね、きちっとしたやっぱり形で表現してもらったほうが良いと思います。以上です。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。

御指摘ありがとうございました。ただいまの御指摘のとおり、今後表記の仕方ですね、明確な方法等、甘くというような表現がないように今後してまいりますのでよろしくお願ひします。御指摘ありがとうございました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

非常にこういった項目は解釈のしようでとり方はいろいろありますけれども、非常に貴重な御意見をいただいたと思います。今後くれぐれも注意して記載していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ほかには何かございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） それでは、ないようでございますので、採決に移ります。

議第44号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第44号については、許可することに決定しました。

次に、議第45号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いいたします。

議第45号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が天水町立花の田559㎡外1筆、計1,372㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上1件、合計1,372㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る10月31日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号1番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○18番（堀田昌子君） 18番農業委員、堀田です。1番の案件について説明します。

この申請地は559㎡と813㎡の2カ所の休耕田です。排水が悪くぬかるみが多いので耕作には難しい土地です。太陽光発電施設を計画されています。給水、生活雑排水はありません。雨水のみですが、2カ所とも周囲を30cmの高さの防災小堤防で囲み、雨水、土砂等の流出を防ぎます。このため雨水はここに全量地下自然浸透です。また、発電施設は1.5m以下なので、周囲への日照、通風、耕作等への影響はありません。

現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。

この件につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第45号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第45号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第46号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議第46号は、受付番号3番に始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いします。

議第46号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の田46㎡で、転用目的は通路及び駐車場です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の田585㎡で、転用目的は植林です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の田581㎡外1筆、計1,540㎡で、転用目的は放課後学童クラブ教室です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が築地の田2,067㎡で、転用目的は宅地分譲8区画です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が青野の畑1,800㎡で、転用目的は山砂及び碎石置場です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町山下の畑14㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第44号1番と関連しております。

7番、申請物件が横島町横島の畑358㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が天水町小天の畑239㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、概ね500m以内に玉名市役所天水支所が存在する区域内にある農地であり、第2種農地と判断しております。

以上8件、合計6,649㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る10月31日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番及び受付番号2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について説明いたします。

1番の案件についてまず説明します。

事業計画は46㎡で、転用目的は通迂路及び駐車場です。譲受人は現在の住まいに息子夫婦と4人で暮らしており、通路も1mしかなく、車を2台保有しており、ほかの場所に駐車しております。不便であるのでここを購入されたということです。汚水、生活雑排水については、特に生じることはありません。雨水は自然浸透、現地調査の結果、何ら問題なく、本件について許可相当と判断いたします。

2番の案件について説明します。

場所は、疋野神社の西北200mぐらいの位置です。事業面積は約585㎡、転用目的は植林で、クヌギの育成、販売をするそうです。植林が目的のために建物、施設や工作物は設置しない。クヌギ47本を一定間隔で植林し、4、5年後に最初の伐採を行い販売、以後5年ごとに伐採、販売する予定です。

現地調査の結果、問題ないと思います。協議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番と2番につきまして説明をいただきました。

それでは、事務局より受付番号3番につきまして、始末書をお願いします。

○参事（松倉 司君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、受付番号3番から受付番号8番まで、順次委員の説明をお願いいたします。

3番からお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番の赤松です。3番の案件について御説明いたします。

申請人は建設会社を経営のかたわらで、子どもの安心、安全を考えて放課後学童クラブ教室を平成29年4月に3年間の一時転用許可を受けて開設し、現在に至っていますが、先の見えないままにスタートしたために、一時転用許可で始めたので、今回は永年と先ほどのグラウンド整備のための申請です。

場所は築山小学校の北側7、80mぐらいのところで、南側は宅地、ほか遊休農地で、造成は周りを防水シートで囲んで、山砂を少し入れるくらいだそうです。建物は学童保育室1棟、84.42㎡と、体育館が90.85㎡、それから給排水は公共の上下水道を利用するそうです。雨水は自然浸透で、周囲の農地には十分配慮するというので、現地調査の結果、許可相当と思います。

それから4番の案件、申請人は宅地建物取引業で、都市計画区域内の土地ですので、宅地分譲8区画の申請です。場所は築山小学校のグラウンドの南側150mぐらいのところで、東は境川です。北と南は遊休農地、西側は市道です。川沿いはL型擁壁で行い、北と南はブロックで境を囲み地ならしをする程度です。それで造成地の中央部分2カ所に5mと6mの道路を造り、道路の中央部に西側市道より公共の上下水道管を引き込み、これをそれぞれの区画に配管、雨水は道路に側溝を布設し、市道側溝に接続して使用するというので、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま3番、4番、続けて説明をいただきました。

それでは、5番お願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番、縄田です。5番の案件について説明いたします。

場所は八嘉小学校より南西200mほどの土地で、譲受人は碎石、山砂等の販売、運送をしている会社です。現在、山砂と碎石などを置く場所が少なく、大型トラックの駐車場の一部隣接地にある申請地を転用することとして今回申請されたようで

す。事業面積は1,800㎡ですが、西側の法面が急な斜面になっており、実質使える面積は1,200㎡となっております。生活雑排水はなく、雨水に関しては自然浸透、土砂の流出や堆積、崩壊などのないよう十分して工事をするそうです。造成後は土砂流出に備えて隣接の農地との間に擁壁などを設置するそうです。

現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたします。御審議よろしく願いいいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番願いいいたします。

○推12番（西分幸夫君） 推進委員12番、西分です。6番の案件について御説明いたします。

本案件は、先ほど議第44号農地転用許可後の事業計画変更承認申請に関連するものでありまして、建物周囲の通路を14㎡拡張するものです。拡張する周りは農地ですが、農地等への影響もありませんので、特に問題ないと、現地調査の結果判断いたしました。御承認よろしく願いいいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番願いいいたします。

○推14番（永田光秀君） 推進委員14番、永田です。7番の案件について説明いたします。

この案件は個人住宅になっております。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係です。必要性として、世帯数の増加のためにこの計画を立てたそうです。場所は横島の外平山の一番上のほうになります。構造として木造のスレート葺きの2階建てです。事業面積358㎡ですね。それから給水にいたっては、敷地内に新設の井戸を掘り、ポンプの給水をされるそうです。雨水については、宅地内に設置する雨水浸透柵にて地下浸透させて、オーバーフロー分を東側道路側溝に放流するそうです。汚水につきましては、合併浄化槽で処理するそうです。また、周りの工事中の被害防除のために道路や隣接地の土砂流入がないよう、ブロック、盛土などで防御するそうです。

現地調査の結果、何ら問題なく許可相当だと判断いたしました。御審議よろしく願いいいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番願いいいたします。

○18番（堀田昌子君） はい、18番農業委員、堀田です。8番の案件について説明します。

この申請地の北側は、水路、通路を挟んで建設業である譲受人の事務所及び自宅

があります。今まで離れているところに駐車場があったので、利便性とお客様サービスのためこの申請地に12台分の駐車場を計画されています。駐車場ですので給水、生活雑排水はありません。雨水のみですが、下は簡単な砂利敷きですので、自然浸透、オーバーフロー分は西と北にある排水路へ流します。現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○16番（島村秀敏君） 16番、島村です。直接的な意見ということよりも、ちょっとお尋ねになると思います。5番のですね、山砂及び砕石置場ということで転用目的がこれに明記されてるわけでございますけれども、実を申しますと地元、私たちのところでもこうした山砂、あるいは砕石等々を置場として活用されてるところがあるわけです。特に隣接する圃場、こういったところで土地の沈下かれこれを御迷惑をかけているところも中にはございます。それで、こうした転用目的で許可するとき、そうした隣接される隣接の圃場の許可なり、あるいはこういった許可をするときの何か条件というのがあるのかなのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思うんですけども。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

ただいまのお尋ねの部分は、隣接者に関してということで。

○16番（島村秀敏君） も含めて何らかの許可をする人に、こういう条件であればこの許可をしますという、何かそういった規約があれば。

○事務局長（小山 博君） 転用の許可にですね、隣接者の同意は必要ございません。あくまでも各種農地法ですね、許可要項に照らし合わせることにのみになりますので、隣接者の同意というのはその中には入っておりません。ですので、やはり近隣の圃場等にですね、周囲に影響が、迷惑等がないかということは、もちろん現地調査のときにもですね、確認をするところであります。だから、法例的にですね、許可のための隣接者の同意等はございません。以上です。

○16番（島村秀敏君） 中にはですね、その事業をされる方と隣接をする方と条件を取り交わして、中には仮に沈下したときには弁償していただくとか、そういうことをやっているとところもあるんですよ。もちろんそういった事業主が誠意を持ってされるところはそういうところなんですけれども、大半の人がそういった積みば積み放題、特に海岸線あたりになると沈下してしまう。そこだけの沈下ならばいいけれども、周辺まで一緒に下がってしまうんですよ。だから、仮にそうした条件もないという形であれば、もう少しやはりその辺は考えてもらえんかなと。

例えば、そういった隣接の人の許可を含めて、こうした許可を出すというような形でもとっていただければと考えます。そうしないとやっぱりそういった迷惑を被る人がやはり出てきますので、それは検討課題でも結構ですけれども。以上です。

○事務局長（小山 博君） どうも御指摘ありがとうございました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ほかには何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第46号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第46号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第47号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。8ページをお願いいたします。

議第47号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和元年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

9ページから10ページまでの総括表、11ページから19ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が2件3,377㎡、利用権設定が89件306,297㎡、合計91件、309,674㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま農用地利用集積計画の決定についてを事務局より説明をいただきました。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第47号農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第47号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

#### 4. 報 告

○議長(永田知博君) 次に報告第30号及び31号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。20ページをお願いいたします。

報告第30号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和元年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回20ページから25ページまでの26件、合計54,382㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、26ページをお願いします。

報告第31号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和元年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、2,153㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま報告第30号及び31号、また形状変更届について事務局より説明をいただきました。全体的に何か皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

-----○-----

#### 5. その他

○議長(永田知博君) それでは、ないようでございますのでその他に移ります。その他、事務局より何かございませんか。はい、どうぞ。

○主事(村上寛子君) こんにちは。事務局、村上です。総会お疲れさまでした。

配付書類のお知らせにも入ってますけれども、農業委員会の活動記録簿を毎月出してもらってると思うんですけど、この活動記録簿は、農業委員会の最適化交付金の交付対象を確認する大切な書類になります。月額報酬とは別にですね、1年間の活動によって委員に支払う報酬金額に関わってきますので、必ず提出をお願いします。

また、提出される際には、何の活動をしたかというのをより具体的に記載をお願いします。先月28日に就任1年未満の委員と一緒に出席した新任委員研修会でも

ですね、農業会議からあったんですけれども、農業を活発にしていくための国からの補助金ですので、どんどん活用していきましようということでした。4月分からの未提出分もあると思いますので、お忙しい中、記録簿をつけていただくのはちょっと難しいと思うんですけれども、ぜひ提出をよろしく願います。

私からは以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、最後に私のほうからお願いがございます。お願いといたしても農業者年金加入推進、それと農業新聞の普及啓発、これをひとつ引き続き皆さんにお願いしたいと思います。周囲の知人、友人、どうぞひとつ農業者年金加入をよろしく願います。それと今申し上げました農業新聞の購読推進、よろしく願います。

ほかにはございませんでしょうか。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、ほかに何も質問もないようでございますので、慎重なる御審議誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和元年第7回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時00分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年11月5日

玉名市農業委員会会長          永田 知博

農 業 委 員                      島村 秀敏

農 業 委 員                      永田 眞一